

# 川崎町農業委員会

## 9月総会議事録

期 日 平成29年9月8日(金)

場 所 川崎町役場2階入札室

平成29年9月8日開催、川崎町農業委員会臨時総会を川崎町役場2階入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午前13時30分

2、出席委員(11人)

1番	土田 大作	2番	高山 富昭	3番	田所 義信
4番	中村 明	5番	西山 一郎	6番	政時 修
7番	松江 英幸	8番	大内田峰夫	9番	谷 照明
10番	原 健治	11番	原口 友博	12番	横田 裕子
13番	山下 理江				

農地利用最適化推進委員

鍋藤 清隆	木下 重光	松崎 政臣
中島 隆	奥 俊英	川根 節生

3、欠席委員(2人)

4番	中村 明	5番	西山 一郎	6番	政時 修
----	------	----	-------	----	------

4、本会事務局 事務局長：重藤 敬二、 係長：林 勇

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第 番 委員 第 番

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

報告第1号 非農地証明願いについて

その他

- ① 福岡県農業会議より「平成29年九州北部豪雨災害義援金」の協力について
- ② 新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について

事務局 定刻になりましたので、平成29年9月の農業委員会総会を開催します。本日は13名中、11名の出席であり、定足数に達していますので、総会は成立しています。

それでは、議事を行いたいと思います。議長は会議規則第4条の規定により会長にお願いし議事進行いたしたいと思います。  
それでは、議長、ご挨拶をお願いします。

議 長

(挨拶)

それでは、議事に入ります。

日程第1の議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は、●●番委員、●●番委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号の1 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

それでは、議案第1号について、説明いたします。

1ページをお願いします。この申請は第3条の売買による所有権移転です。譲受人住所、川崎町大字安真木●●番地の●● 氏名、●● 年齢、●●歳、農業、譲渡人住所、●● 氏名、●●年齢、●●歳、土地の所在、大字●● 地目、●● 地積、●●㎡ 地番●●番●● 地目、●● 地積、●●㎡ ●● 地目、●● 地積、●●㎡ ●● 地目、●● 地積、●●㎡ 申請理由、売買による所有権移転、申請目的 耕作農地の拡大のため。2ページに位置図、3ページに字図、4ページに航空写真を付けています。●●農業委員と●●推進委員で現地確認しました。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、現地を確認しました。●●推進委員より補足説明をお願いいたします。

●● 委員

現地を確認しました。隣接の地権者等との境界やそういったものについても立会しています。現状は若干の土地改良が見られるものの、そこは役場の方から注意事項として上げられるということで、今後については問題ないと思います。以上です。

議 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

ただ今の事務局説明について、質疑のある方は挙手を願います。

(なし)

議 長

それでは、お諮りします。議案第1号について、原案通り賛成の方は挙手を願います。

賛成多数ですので、議案第1号は原案通り承認といたします

議 長

続きまして、議案第1号の2 農地法第3条の規定 による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

それでは、議案第1号の2についてですが、現地を確認した際、以前平成25年3条で売買により取得した、農地について適切な管理が一部できていなかったため、●●番農業委員・●●番農業委員と協議の上、適切な管理が実行されるまで、申請の保留と

ということでお願いですが、その後若干事情が変わったということ  
で、その所は●●委員の説明があります。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、現地を確認しました、地元の  
●●番農業委員より補足説明をお願いいたします。

●●番委員

昨日●●番委員と調査に行きました。今回の土地を購入するのに  
以前購入した土地の管理があまりできていないと言う反対意見  
と言うか抗議的なものが出たみたいなので、その管理を終えてから  
新たな土地を購入してくださいという話だったみたいです。その  
ことについて●●副会長と話をしたみたいで、9月の議案とし  
て審査して不可能であれば、以前購入した土地を整備したうえで  
10月の総会で審議していただきたいと、話をしていました。●  
●氏が言うには譲渡人である●●氏は、●●歳と高齢でして●●  
氏の周りの土地を広く持っていますが、管理しきれないので早め  
に●●氏に譲渡したいという話であるみたいです。●●氏は、以  
前に譲り受けた土地に関しては使用目的が決まっています、今  
の仕事に支障が無くなればとりかかれる状態で、今でも草刈りを  
したりゴミを取ったり木を切ったりと徐々に進めているみたい  
なので、今回譲受したい土地に関して今日審議をお願いできない  
かと思っています。以上です。

議 長

本人から申し立てで完全に管理は出来ていないということで今  
回は保留と言うことですね。

●●番委員

●●氏が高齢であるため今回審議してほしいということです。審  
議で承認いただけない場合は、以前購入した土地をきれいにして  
からの審議でもいいですけど、●●氏が広く土地を持たれている  
ので早く審議してもらった方が後からいろいろ声をかけやすい  
のではないかと思いますけど。

●●副会長

25年に売買が終わったと言ったのはこれじゃないですか。

事 務 局

平成25年当時に購入した土地はすぐ横です。そこは雑木や栗が  
植わっていて手前の方は昨日見たときに管理して下さいと言っ  
たら、管理するということです。●●氏も納得して来月の審議で  
いいということでありました。今●●番委員から審議してやっ  
てもいいのではと意見が出ましたのでお諮りして、ただ1回例を作  
るとどうかなと言うところもあるので、委員で話し合っただ  
きたい。以上です。

議 長

事務局と●●番委員の説明がありましたが、質疑のある方挙手願  
います。

●●副会長

●●氏はこの土地を購入して、何に利用するのですか。

●●番委員

最初は栗を植えると言っていましたが、今山椒が足りていないの

で山椒を植えようかと言ってました。

●●副会長

植えようかと思うだけで計画性はないわけですね。

農地を購入する場合はどの様に利用するのか計画性があるって初めて購入しようか、と話になると思います。

事務局

申請書には栗を植えて、管理していくとなっています。

●●番委員

●●氏の件に関して、●●氏は●●歳で管理できないで●●氏に手放すと言うことで、それに関して今まで農業委員が指導しなかったというのも悪いです。自分からはときどき●●氏に注意はしていました。最初は農地を管理していたはずで、今回購入するところは●●氏の土地なので、●●氏も管理できないと思います。今は農業委員と推進委員がいます。ちゃんとしてやる他ないと思います。他町の農業委員は、荒れた土地の草は切ってやっています。そんなことをしているところもあるので川崎町もできると思います。●●氏が管理できないと言ったときに、管理してやるかどうかです。●●氏が購入した後に指導等をしていけばいいと思います。

事務局

●●氏は9月いっぱいには切ると言っています。切ったのを確認して10月の総会で審議すると言っています。これ件を流すとかの話ではないです。

●●番委員

●●氏は別に焦っているわけではなく、ただ●●氏と話をしていたみたいで前から買う話をしていたみたいで、なるべく早く審議してもらって通るのであればそれがいいかなという具合です。

●●番委員

私も●●番委員と現地を見て隣接する土地を持った人が買うようになっているけどもこの土地を管理しないと許可は出ませんと聞いていました。昨日見たら手前の方は草を切っていましたがその奥には雑木があったような形で管理されていない。本人も近々仕事の区切りがつくから、付いたら管理しますと言いました。急ぐのはわかりますが、きちっとしてもらった方がいいと思います。今回許可したらだめだと思います。10月の総会で諮って許可をもらったらいいと思います。

議長

お諮りします。この件については、前例を作ってはいけないと思います。管理をしていると確認が取れてから再度申請するということでもいいですか。

●●番委員

●●氏の目的は何ですか。鶏糞を置く場所とか言っていました。平成25年に●●氏が譲り受けた土地があります。そこは木や草が生い茂っていて、今回農業委員に言われて人を雇って刈ったみたいですけど、奥の方にゴミがあって刈れないと、そのゴミは母が取り除いているみたいです。その土地が荒れているから新たに

●●番委員

土地を購入してはダメと言っている。鶏糞をどうにかしたいと思って買った土地は●●氏の隣の土地で25年に買った土地です。栗を植えるため購入した土地です。草を刈って耕運し栗を植える状態までしないとダメと思います。

議長

●●番委員 以前購入した土地をどうするかという話でしょ。その土地の目的も栗林ですか。前回購入した土地を管理していないため今回は売るべきではないと言う話だから、25年に購入した土地の使用目的と何処まで管理したら今回この申請が通るかと言うことですよね。前回も栗畑にすると目的で申請されたわけでしょ。

事務局 管理をしていることの判断が出来れば良いと思います。本人は、草を刈るので10月の総会で審議して下さいと言うことでしたので、今回は保留と言うことで考えていました。

議長 今回保留にして、農地として管理していると確認出来た時点で再度審議したいと思いますがどうですか。

(なし)

議案第1号2については保留といたします。次に入ります。

それでは、報告第1号 非農地証明願いについてです。事務局、説明をお願いいたします。

事務局 報告第1号 非農地証明願いについて、説明いたします。

9ページをお願いします。申請人住所 川崎町大字●●、氏名、●● 土地の所在、川崎町大字●● 登記地目 ●● 現況地目 ●● 地積、●●㎡ 申請理由、昭和49年頃より宅地として使用されており、農地への復旧が困難なため。土地の所在は松本病院の駐車場横です。10ページに位置図 11ページに字図 12ページに現況写真を付けています。当地は地元委員であります●●副会長と推進委員の●●委員に現地確認をしていただきました。以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたので、現地を確認しました、鍋藤推進委員より補足説明をお願いいたします。

●●委員 申請地は、農協横の信号のところですか。30年くらい前から家が建っています。その時に農地から宅地にしてないで今の状態になっています。農地へ復元は無理だと思います。以上です。

議長 それでは報告第1号を終わります。

続きまして、その他ですが、何かありますか？

(なし)

本日の議題はすべて終了いたしました。

次回の総会は、10月10日(火曜)19時より総会を開催します。

これで、平成29年9月農業委員会総会を閉会いたします。皆様、

いろいろご協力ありがとうございました。  
お疲れ様でした。

閉会 午後9時48分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

●●番委員 \_\_\_\_\_

●●番委員 \_\_\_\_\_

議 長 \_\_\_\_\_